入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月3日

（契約責任者）

中日本高速道路株式会社

八王子支社長　飯塚　徹也

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央自動車道　笹子トンネル補修工事（平成26年度）（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所

自）山梨県大月市大月町

至）山梨県甲州市勝沼町

⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道　笹子トンネルの補修を行う工事である。

⑸　工事概算数量

・ＰＣ板撤去工　約9,000ｍ（撤去体積　上り線　0㎥、下り線　約440㎥）

・ＰＣ板受台撤去工　約18,000ｍ（撤去体積　上り線　約920㎥、下り線　約920㎥）

・灯具廻り化粧板撤去工　約21,000㎡

・繊維シート接着工　約32,000㎡

⑹　工期　契約締結日の翌日から420日間

⑺　本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑻　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。

⑼　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。

⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「道路補修工事」において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「道路補修工事」において、開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次表に示す項目ごとの同種工事の施工実績を有すること。ただし同一工事で各施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。特定建設共同企業体（乙型）としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者

求める実績１

道路において、1,000㎡又は2,500ｔ以上のコンクリート構造物又は鋼構造物の撤去を実施した工事

求める実績２

断面交通量が2.5万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制を実施した工事

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外

求める実績１

道路において、500㎡又は1,200ｔ以上のコンクリート構造物又は鋼構造物の撤去を実施した工事

求める実績２

断面交通量が1.0万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制を実施した工事

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者及び現場代理人を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工を含む。）している期間とする。

①　主任（監理）技術者が１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　主任（監理）技術者が元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に示す項目ごとの同種工事の経験を有すること。ただし同一工事で各施工実績を有する必要はない。また、すべての項目の経験を同一の者が有している必要はない。なお、主任（監理）技術者が施工実績を満足しない場合は、施工実績を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。特定建設共同企業体（乙型）としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）なお、配置予定の技術者は、複数候補を挙げることが出来るものとする。

求める経験１

道路において、500㎡又は1,200ｔ以上のコンクリート構造物又は鋼構造物の撤去を実施した工事

求める経験２

断面交通量が1.0万台／日以上の道路（自動車専用道路又はＮＥＸＣＯ（東・中・西）会社が管理する道路）において車線規制を実施した工事

③　主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。